

## 様式第10（第11条関係）

[略]  
〔備考〕  
1～3 [略]  
4 「【請求の内容】」の欄には、意匠を秘密にすることを請求する期間について、変更後の期間を記載する。当該変更後の期間は意匠権の設定の登録の日から経過した期間を記載するものとする。

5 その他は、様式第1の備考15、様式第2の備考1から4まで、11、14、16、18、22、24及び33から37まで並びに様式第3の備考3と同様とする。

## 様式第11（第13条関係）

[略]  
〔備考〕  
1～5 [略]  
6 その他は、様式第1の備考6、9、15及び20、様式第2の備考1から4まで、14、18、22から24まで及び33から37まで並びに様式第9の備考2と同様とする。

## 様式第12（第14条関係）

[略]  
〔備考〕  
1～8 [略]  
9 その他は、様式第1の備考6、9及び10、様式第2の備考1から5まで、12、14、18、22、24、27、28及び34から38まで並びに様式第3の備考3と同様とする。この場合において、様式第2の備考28中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。

## 様式第14（第15条関係）

[略]  
〔備考〕  
1～4 [略]  
5 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」(法人にあつては「【代表者】」)の横にはるものとする。

## 様式第10（第11条関係）

[略]  
〔備考〕  
1～3 [略]  
4 「【請求の内容】」の欄には、意匠を秘密にすることを請求する期間について、変更後の期間を記載する。

5 その他は、様式第1の備考15、様式第2の備考1から4まで、10、13、15、17、21、23及び32から36まで並びに様式第3の備考3と同様とする。

## 様式第11（第13条関係）

[略]  
〔備考〕  
1～5 [略]  
6 その他は、様式第1の備考6、9、15及び20、様式第2の備考1から4まで、13、17、21から23まで及び32から36まで並びに様式第9の備考2と同様とする。

## 様式第12（第14条関係）

[略]  
〔備考〕  
1～8 [略]  
9 その他は、様式第1の備考6、9及び10、様式第2の備考1から5まで、11、13、17、21、23、26、27及び33から37まで並びに様式第3の備考3と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。

## 様式第14（第15条関係）

[略]  
〔備考〕  
1～4 [略]  
5 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」(法人にあつては「【代表者】」)の横にはるものとする。

ただし、備考15に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。

6 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考7から10までの場合を除く。）。

イ～ニ [略]

7～15 [略]

16 その他は、様式第1の備考6、9及び15、様式第2の備考1から4まで、14、16、18、22から24まで及び33から37まで並びに様式第11の備考4と同様とする。

## 様式第19条の2（第18条の6関係）

[略]  
〔備考〕  
1～5 [略]  
6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、11及び13から20まで、様式第2の備考13並びに様式第10の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考13中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、「意匠登録出願人」とあるのは「意匠権者」と読み替えるものとする。

## 別表第1（第七条関係）

1～六十五	[略]	[略]
六十六 建築物	居住用 事業活動用 店舗用 教育又は保育用 医療又は衛生用 交通用	住宅 ホテル オフィス 工場 販売店 レストラン 美容室 学校 保育所 病院 公衆浴場 駅舎 バスターミナル

ただし、備考14に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。

6 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考6から9までの場合を除く。）。

イ～ニ [略]

7～15 [略]

16 その他は、様式第1の備考6、9及び15、様式第2の備考1から4まで、13、15、17、21から23まで及び32から36まで並びに様式第11の備考4と同様とする。

## 様式第19条の2（第18条の6関係）

[略]  
〔備考〕  
1～5 [略]  
6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、11及び13から20まで、様式第2の備考12並びに様式第10の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、「意匠登録出願人」とあるのは「意匠権者」と読み替えるものとする。

## 別表第1（第七条関係）

1～六十五	[新設]	[新設]